

テレビカードの払戻しのお知らせ

令和元年10月7日をもって、済生会日田病院にて運用を行っておりましたテレビカードについて、利用を終了し、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、払戻しを実施致します。

つきましては、未使用、もしくは残高のあるテレビカードをお持ちの方は、利用終了までにご利用いただきますようお願いいたします。また、テレビカード利用終了に伴い下記の通り払戻しを実施しますので、下記期間内にお申し出くださいますようお願い致します。

記

<払戻しを行う発行者の称号>

株式会社理舎

<払戻しの対象>

テレビカード 済生会日田病院

<払戻しのお申出期間>

令和元年10月8日から令和元年12月7日

※払戻し期間内に申出を行われない場合は、本件払戻し手続きより除外されますのでご注意ください。

<払戻しのお申出方法>

済生会日田病院内に設置した精算機による払戻し手続きをする事で申出とさせていただきます。

<払戻しの方法>

上記精算機にて現金により払戻し致します。

※ 精算機による払戻し手続きが行えない方への対応について

退院及び転居等により払戻し手続きが実施できない場合は、下記問合せ住所にテレビカードを郵送等にて送付いただき（払戻し期間満了日消印有効）、当社に設置したカード読取り機により残高の確認を行い、残高の確認が取れたテレビカードについては、保有者に対して当該残高（10円未満切捨て）を現金書留で返送いたします。尚、申出の際の郵送料等については、当該残高の支払い時にあわせて、お支払いいたします。

<お問合せ先> 〒730-0842 広島県広島市中区舟入中町2-14

発行者：株式会社 理舎

連絡先：082-295-3083（受付時間 平日9時～17時）